

第4次埼玉県広域緑地計画策定支援業務委託に関する 提案募集要項

1 目的

埼玉県広域緑地計画は、令和4年3月に第3次計画が策定され、計画期間を策定から5年の令和8年度までとしていたことから、今回の改定に至るものである。

本業務では、第4次広域緑地計画策定に向けた調査委託（令和8年3月）にて作成した素案（以下、「素案」とする）を基に、改めて既存の関連する計画や緑に関する法令、社会情勢の変化等を踏まえ、ネイチャーポジティブの実現に向けて都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、第4次埼玉県広域緑地計画として取りまとめるものである。

また、第4次埼玉県広域緑地計画は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第6条に規定されている「緑の保全及び創出に関する総合的な計画」と都市緑地法第3条の3第1項に規定された「都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」を兼ねるものとする。

この業務を委託により実施するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うこととし、次のとおり募集する。

2 委託業務名

第4次埼玉県広域緑地計画策定支援業務委託

3 委託業務内容

仕様書のとおり

4 業務の期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

5 委託金額の上限額

14,617,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 当該金額は、2月定例会で審査中の予算額であり、審査の過程で変更になる場合がある。

※ 予算の範囲内で別途算定した予定価格とする。

6 参加資格の要件

応募できるのは、下記の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去10年以内において、広域緑地計画または関連する調査について、地方公共団体との契約実績があり、誠実に履行した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に

基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。

- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 本プロポーザルの公告日から提案書の提出期限までに、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
- (7) 本プロポーザルの公告日から提案書の提出期限までに、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

7 企画提案参加申込書の提出

本業務の企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ、以下の書類を期限までに電子メールで提出し、下記 18 の担当者へ必ず着信確認の電話をすること。

- (1) 提出書類
 - ア 第 4 次埼玉県広域緑地計画策定支援業務委託企画提案参加申込書（様式第 1 号）
 - イ 連絡担当者調書（様式第 2 号）
- (2) 提出先
埼玉県環境部みどり自然課 ネイチャーポジティブ推進担当
（メール）a3140-11@pref.saitama.lg.jp
- (3) 提出期限
令和 8 年 4 月 14 日（火）午後 5 時 00 分まで

8 質問事項の受付

募集要項などの内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 5 時 00 分まで
- (2) 受付方法
「質問書」（別添様式）に記入の上、電子メールで提出し、下記 18 の担当者へ必ず着信確認の電話をすること。なお、口頭による質問は原則として受け付けない。
（メール）a3140-11@pref.saitama.lg.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和 8 年 4 月 10 日（金）までにホームページ上に掲載する。
なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれがある質問等には回答しない。
- (4) その他
書類の提出方法など事務手続きに関する質問はこの限りではない。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

- (1) 法人概要調書（様式第 3 号）
パンフレット等、法人の事業概要が分かるものを添付すること。
- (2) 業務実施体制調書（様式第 4 号）
- (3) 誓約書（様式第 5 号）

下記のアからエの書類を添付すること。

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - イ 納税証明書（直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書）
 - ウ 印鑑登録証明書
 - エ 財務諸表類（直近3か年の貸借対照表、損益計算書の写し）
- (4) 契約の履行について（様式第6号）
- 過去10年以内において、広域緑地計画または関連する調査について、地方公共団体との契約実績があり、誠実に履行した実績を有していることを証する書類を添付すること。
- (5) 第4次埼玉県広域緑地計画策定支援業務委託企画提案書（様式第7号）
- 企画提案書に添付する書類の様式は任意とするが、本要項及び特記仕様書などに基づいて作成すること。A4版片面カラーで作成し、添付する書類のページ数は15ページ以内とする。
- 企画提案書に記載する事項は、次のとおりとする。
- ア 仕様書に記載する各業務の実施方法
- 業務を実施するにあたっての基本的な方針や考え方及び実施手法について記入すること。なお、事業の目的を達成するため仕様書に記載された以外の業務を行う提案をする場合は、当該業務に関する内容も併せて記載すること。また、提案の内容の実現可能性についても明記すること。
- イ 事業実施のスケジュール案
 - ウ 運営体制
- (6) 見積書（様式第8号）

10 企画提案書等の提出部数及び提出方法

- (1) 提出部数
- 各10部（1部は正本、他9部はコピー可）
- ※ すべてホチキス2か所止めとし、ホチキス止めできないものは、別に各10部提出すること。
- (2) 提出方法
- 持参又は郵送
- 〈提出先〉
- 埼玉県環境部みどり自然課 ネイチャーポジティブ推進担当
(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
- (3) 提出期限
- 令和8年4月17日（金）午後5時00分まで
- ア 持参の場合の受付時間は月～金曜日（祝日を除く）の午前9時00分～午後12時00分及び午後1時00分～午後5時00分とする。
 - イ 郵送の場合は書留郵便など引き受け及び配達記録が残るものとし、上記期限までに必着とする。
- (4) その他

- ア 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 1 提案に限る。複数の提案はできない。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。
- エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

11 プレゼンテーション審査

県が設置する第 4 次埼玉県広域緑地計画策定支援業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施する。

(1) プレゼンテーション審査の実施日等

ア 実施日

令和 8 年 4 月下旬を予定する。

イ 会場

さいたま市浦和区内を予定する。

ウ 実施時間

参加者は企画提案書に基づき 20 分以内で提案内容についてプレゼンテーションを行うこと。なお、参加者のプレゼンテーション終了後に企画提案競技審査委員からの質疑（10 分以内）を行う。

エ 機材等の持ち込み

プロジェクター等の機材の持ち込みを希望する場合は、持ち込む機材をプレゼンテーション審査の 2 開庁日前までに、下記 18 の担当者に連絡すること。なお、機材によっては持ち込みを認めないことがある。

(2) 実施日時連絡

参加者に対して実施日、開始時間、会場を電子メールで連絡する。

(3) 第一次審査

参加者が 6 者以上の場合は、みどり自然課長の書面審査による第一次審査を実施し、第一次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。

(4) 結果の通知及び公表

県は、審査の結果を参加者全員に電子メールで連絡する。

また、最優秀提案者は、その商号又は名称を埼玉県ホームページに掲載し公表する。

なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じない。

12 委託候補者の決定方法

選定委員会において、業務に係る企画立案・業務遂行能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託候補者（受注予定者）に決定する。

なお、主な評価項目は以下のとおりである。

- (1) 提案者の実績
- (2) 配置予定者の実績
- (3) 提案の的確性

(4) 提案金額

13 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、委託候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 下記 14 (1) により委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等により委託候補者としての資格要件を失った時は、委託候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が 2 番目に高かった者を新たに委託候補者とする。

14 留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出（到達）したもの

オ 「9 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの

カ 参加申請書に申請者の記名のないもの。また、記載内容が不鮮明でないもの。

キ 予算額、予定価格を超える金額で見積書を提出したもの

ク その他当該要領などの条件に違反したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和 8 年度歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

(3) その他

提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

15 契約保証金

- (1) 上記 13 により委託元と合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第 81 条第 1 項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部または一部を免除する。

16 契約方法

本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合

は、紙の契約書により締結する)。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

17 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託候補者は関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

委託候補者は、委託候補者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

委託候補者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）のほか、特記仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

委託候補者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

18 担当者連絡先

埼玉県環境部みどり自然課 ネイチャーポジティブ推進担当

(住所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

(電話) 048-830-3151

(FAX) 048-830-3149

(メール) a3140-11@pref.saitama.lg.jp